

令和8年度第1回西条市地域公共交通活性化協議会
会 議 録

○ 日 時 令和8年6月26日（金）13時00分から13時40分

○ 場 所 西条市役所本庁本館5階502会議室

○ 出席者 委員（○：副会長）

※ 敬称略 ○福田昭芳、高橋和良、吉岡勉、松本真一、渡部光男、窪仁志（代理）、村上宏児、渡邊高明（代理）、古谷剛、星加隆夫、渡部英志、秋川剛、伊藤和豊、山本悟史、佐藤美奈、岡田澄雄

アドバイザー

甲斐朋香

市関係部署

建設部建設道路課、建設部都市計画課、こども・福祉部地域福祉課

事務局

藤田隆二、江口亜弓、渡邊夏代、山橋魁

○ 傍聴者 0名

○ 会次第

1 開会

2 会長あいさつ

3 報告事項

(1) 西条市地域公共交通活性化協議会委員の就任について

(2) 西条市地域公共交通計画における令和7年度評価指標の達成状況について

(3) 西条市地域公共交通計画の変更について

4 協議事項

(1) 令和7年度事業報告・収支決算について

(2) 地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）の認定申請について

(3) 西条市地域公共交通活性化協議会規約の改正について

5 その他

6 閉会

【議事要旨】

1 開会

○事務局長

定刻が参りましたので、ただいまから、令和8年度第1回 西条市地域公共交通活性化協議会を開会いたします。

本来であれば、協議会会長の副市長がご挨拶申し上げるところであります。現在副市長は不在となっております。

西条市地域公共交通活性化協議会規約第6条第4項により、会長が欠けたときは副会長が会長の職務を代理するとなっているため、本日の会議は、福田 副会長に会長を代理していただきます。

それでは、開会にあたりまして、福田 副会長が、ご挨拶申し上げます。

2 会長あいさつ

○副会長

皆様、こんにちは。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

副会長の福田でございます。本協議会規約第6条の規定に基づき会長代理を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は、今年度第1回目の協議会の開催となります。昨年度末に任期満了を迎えまして、引き続き委員をお引き受けいただいた方、また新たに委員にご就任いただきました方がいらっしゃいますが、2年間、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本市の公共交通におきましては、皆様にご協議いただきました、西部地域におけるバス路線の再編、小松地域デマンド型乗合タクシーの導入及び丹原地域デマンド型乗合タクシーの再編を昨年度実施いたしました。今後も「持続可能な公共交通体系の構築」を目指し、利用者の利便性や運行効率の向上を図り、利用者数の増加に繋げてまいりたいと考えております。

また、今年度は、公共交通への理解を深めるために勉強会等を実施いたしますので、皆様方にも今後ともお力添えをいただきますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局長

それでは、本日の出席状況等につきましてご報告させていただきます。

本日は委員22名のうち16名の方にご出席いただいております。協議会規約第7条第2項に基づき、委員の過半数の方にご出席いただいておりますので、この会は成立しておりますことをご報告させていただきます。

また、本日の会議の内容につきましては、公表することといたしておりますので、あらかじめご承知おきくださいますようお願いいたします。

それでは、本会規約第7条第1項に基づきまして、会長代理の副会長に議長と会議の進行をお願いいたします。副会長、よろしく申し上げます。

3 報告事項

(1) 西条市地域公共交通活性化協議会委員の就任について

○副会長

それでは、規約に従いまして、進行させていただきます。

まず、報告事項の(1)西条市地域公共交通活性化協議会委員の就任について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

資料1ページをお願いします。

西条市地域公共交通活性化協議会規約第5条第1項の規定に基づきまして、委員の任期は2年で、令和8年4月から新たな任期を迎えることとなっております。ここにおられる委員の皆様には令和8年4月1日からの2年間、委員及びアドバイザーとして受任いただいております。

今任期から新たに就任いただいておりますのが、愛媛県東予地方局建設部 建設企画課長 村上様、愛媛県東予地方局地域産業振興部 地域政策課長 佐藤様、国土交通省四国運輸局 愛媛運輸支局 首席運輸企画専門官 齊藤様です。

なお、今任期の副会長及び監事につきましては、規約第6条第3項の規定によりまして会長が指名することとなり、前任期に引き続き、副会長に福田委員、監事に星加委員と渡部委員のお二方をお願いしております。

また、会長は令和8年5月31日付で西条市副市長を退任されたため、現在不在となっております。

以上です。

○副会長

委員及びアドバイザーの皆様、2年間よろしくお願いいたします。

3 報告事項

(2) 西条市地域公共交通計画における令和7年度評価指標の達成状況について

○副会長

それでは続きまして、報告事項の(2)西条市地域公共交通計画における令和7年度評価指標の達成状況について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

資料 2 ページをお願いします。

まず初めに、計画期間が令和 7 年 9 月末までであった、旧計画の令和 7 年度評価指標の状況についてご報告いたします。

現況値として、各項目についてご説明いたします。

基本方針 1 の【目標 1 市域を網羅する交通ネットワークの形成】として、「路線バス・デマンド型乗合タクシー・鉄道の年間利用者数」が、令和 3 年度はコロナ禍でございましたが、令和 5 年 5 月に「第 5 類感染症」へ移行となり、徐々に回復傾向が見られており、令和 7 年度の実績では目標値を上回っています。

また、「交通空白地の解消地区数」は、令和 4 年度に西条地域デマンド型乗合タクシー、令和 6 年度に東予地域・黒谷地区デマンド型乗合タクシー、令和 7 年度に小松地域デマンド型乗合タクシーを導入したことにより、21 地区増加し合計 27 地区となり、目標値である 12 地区を上回っています。

【目標 2 住民ニーズに対応した移動サービスの提供】として、「市内バス路線の 1 便あたり輸送人員」は、コロナ禍の後、徐々に戻りつつありますが、令和 7 年度においても目標値を下回っています。

基本方針 2 として、【目標 3 日常的な公共交通利用の促進】及び資料 3 ページの【目標 4 観光 2 次交通の充実】では、コロナ禍の後、利用者数が徐々に回復傾向が見られ、それぞれ目標値を上回っています。

基本方針 3 として、【目標 5 効率的なバス運行の実現】では、運行収支率が、路線バスは、若干上回り、デマンド型乗合タクシーは、1 台あたりの乗合率が上昇していることから目標値を上回っています。

【目標 6 行政負担の抑制】には、路線バスへの補助、デマンド型乗合タクシー運行経費、高齢者及び山間部交通不便地域への移動助成制度が含まれます。令和 3 年度以降、バス路線の廃止等の再編やデマンド型乗合タクシーの導入を行い、さらに令和 6 年度をもって高齢者路線バス利用者助成制度を終了したことで、令和 3 年度よりは下回っておりますが、目標値までは下がっていません。

【目標 7 公共交通の担い手確保】として、路線バス及びタクシーのドライバー数は、令和 3 年度の現況値より 21 名下回っており、昨年度と同数となっております。

資料 4 ページをお願いします。

続いて、令和 7 年 10 月から計画期間がスタートした新計画の令和 7 年度評価指標の状況についてご報告いたします。

基本方針 1 の【目標 1 地域の特性に応じた公共交通体系の構築】について、「路線バス・デマンド型乗合タクシー・鉄道の年間利用者数」は、路線バスの路線廃止等により、令和 7 年度の実績では目標値の令和 5 年度実績を下回っています。

【目標 2 交通ネットワークの形成】として、1 「市内バス路線の 1 便あたり輸送人

員」は、コロナ禍の後、徐々に戻りつつあり、令和5年度実績は上回っていますが、目標値には到達していません。

2「路線バス・デマンド型乗合タクシーの運行収支率」は、路線バスにおいては、目標を達成していますが、デマンド型乗合タクシーに関しては、新規導入地域や再編地域があったという影響もあり目標値までは到達していません。

3「西条市の公共交通関連負担額」は、先ほどの旧計画と同じく、バス路線の廃止等の再編やデマンド型乗合タクシーの導入を行い、さらに令和6年度をもって高齢者路線バス利用者助成制度を終了したことで、令和5年度よりは下回っておりますが、目標値までは下がっていません。

資料5ページをお願いします。

基本方針2の【目標3 公共交通の担い手の確保】についても、旧計画と同じく、路線バス及びタクシーのドライバー数が減少しており、目標値には達していません。

【目標4 交通DX化・GX化の推進】では、AIシステム等の導入に向けての検討会の実施としておりますが、令和7年度は実施していません。

基本方針3の【目標5 みんなで「乗って守る」意識の醸成】については、1「交通環境学習の実施回数」は、バスの乗り方教室等の実施回数として、令和7年度は、11月に小松サービスセンターにおいてせとうち周桑バス様にご協力いただき、「せとうち周桑バスわくわくイベント」内で実施いたしました。

2「公共交通情報の啓発回数」は、公共交通機関に関する情報を発信した回数としており、令和7年度は、2月に高齢者の方を対象にデマンド型乗合タクシーの利用方法等の周知及び市内バス路線の利用促進のための周知を行いました。

【目標6 地域の多様な主体との協働・連携による公共交通の構築】については、大学教授の方等を講師としてお招きし、勉強会等の実施としております。令和7年度の実施はありませんでしたが、今年度から随時、実施していく予定となっております。

以上です。

○副会長

ただいま、事務局から説明のありました、西条市地域公共交通計画における令和7年度評価指標の達成状況について、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

(質問・意見なし)

事務局より説明のありました、令和7年9月までの旧計画の最終評価と、令和7年10月から進行中の現計画の評価指標の達成状況について、「持続可能な公共交通体系の構築」という観点から見ると、路線バス、デマンド型乗合タクシーの運行収支率が上昇傾向にあり、公的負担額は抑制されてきている一方で、「公共交通の担い手」となるドライバー数が減少を続けております。現計画においては、目標値まで到達していない項目が多数ありますので、今後も目標達成に向けて様々な施策を推進してまいり

たいと思います。皆様方もご協力のほどよろしくお願いいたします。

3 報告事項

(3) 西条市地域公共交通計画の変更について

○副会長

続きまして、報告事項の(3)西条市地域公共交通計画の変更について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

資料6ページをお願いします。西条市地域公共交通計画の変更について、ご説明いたします。

東予地域及び黒谷地区デマンド型乗合タクシーの運行について、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）の補助対象として、西条市地域公共交通計画へ記載しておりますが、令和8年3月26日開催の第4回協議会にてご承認いただきましたとおり、令和8年7月1日から当該デマンド型乗合タクシーの運行事業者を変更するため、該当箇所の変更を行います。

変更内容としては、資料7ページの新旧対照表をご覧ください。交通計画の31ページ「表20 東予地域デマンド型乗合タクシーの概要」及び32ページ「表23 黒谷地区デマンド型乗合タクシーの概要」にあります「運行事業者」欄について、現在、「(有)東豫タクシー、常盤タクシー(株)」と記載しているものを、「東予タクシー(株)、常盤タクシー(株)」へ変更いたします。

以上です。

○副会長

ただいま、事務局から説明のありました、西条市地域公共交通計画の変更について、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

(質問・意見なし)

4 協議事項

(1) 令和7年度事業報告・収支決算について

○副会長

それでは協議事項に移らせていただきます。協議事項の(1)令和7年度事業報告・収支決算について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

令和7年度の事業報告をいたします。

資料10ページをお願いします。

1 西条市地域公共交通再編実施業務について、市内バス路線の廃止及び運行ルート再編に合わせ、令和7年10月1日から小松地域におけるデマンド型乗合タクシーの実証運行を開始し、丹原地域においては、運行区域を平野部と山間部の桜樹地区に変更する再編を行いました。

続きまして、2 加茂地区デマンド型乗合タクシーの運行について報告します。登録者数は令和6年度と比べて4人減の42人で、運行内容は変更ございません。資料12ページをお願いします。上の表の利用実績推移ですが、令和6年度と比較し運行回数が増加し、それに伴い稼働率、のべ利用者数も増加しております。この利用実績により、(5) 運行経費も令和6年度に比べ増加しています。

続きまして、資料13ページをお願いします。3 令和7年9月末までの丹原地域デマンド型乗合タクシーの運行について、報告します。登録者数は、令和6年度より25人増加の211人で、運行内容については変更ございません。資料15ページをお願いします。上の表の利用実績推移としまして、令和7年度は半年間のみでの運行となったため、運行予定回数、運行回数及びのべ利用者数は令和6年度と比較し、半数程度に減少しています。利用実績の1回当たり利用者数が減少したことから、(4) 運行経費の1人当たり助成額は令和6年度と比較すると増加しています。

続きまして、4 西条地域デマンド型乗合タクシーの運行について報告します。登録者数は令和6年度と比べ100人増加し675人に、運行内容については、令和7年10月から運行区域に市之川地区を追加しました。資料17ページをお願いします。上の表の利用実績推移では、運行回数及びのべ利用者数が令和6年度に比べ増加しています。この利用実績により、(4) 運行経費も令和6年度に比べ増加しております。

続きまして、5 東予地域デマンド型乗合タクシーの運行について報告します。東予地域は令和6年10月から実証運行を開始し、令和7年10月から本格運行としております。登録者数は令和6年度と比べ71人増加し247人に、運行内容については変更ございません。資料18ページをお願いします。下の表の利用実績推移としまして、令和6年度は半年間のみでの運行ですが、運行回数、のべ利用者数は増加傾向にあります。運行回数の増加に伴い、(4) 運行経費も増加しています。

続きまして、資料19ページをお願いします。

6 黒谷地区デマンド型乗合タクシーの運行について報告します。黒谷地区は東予地域と同様に令和6年10月から実証運行を開始し、令和7年10月から本格運行としております。登録者数は令和6年度と変わらず18人で、運行内容についても変更ございません。資料20ページをお願いします。上から2つ目の表の利用実績推移としまして、運行回数、稼働率及びのべ利用者数は、ほぼ横ばいとなっております。運行経費については、1回当たり利用者数が減少したことに伴い、収支率が悪化し、1人当たり助成額が大幅に増加しています。

続きまして、7 小松地域デマンド型乗合タクシーの運行について報告します。小松地域は令和7年10月から実証運行を開始し、登録者数は70人です。資料21ページをお願いします。運行事業者は、有限会社小松タクシーであり、運行内容は、毎週火曜日・金曜日の1日4便で運行しています。(3)利用実績は、運行回数55回、稼働率27.5%、のべ利用者数68人、1回当たりの利用者数は1.24人です。資料22ページをお願いします。運行経費は、運行費用337,700円、運賃収入34,000円、収支率10.1%、1人当たり助成額は4,466.2円です。

続きまして、8 令和7年10月から再編により開始した丹原地域デマンド型乗合タクシーの運行について報告します。丹原地域は令和7年10月に運行区域を平野部と山間部の桜樹地区に再編を行いました。平野部に当たる、丹原地域の登録者数は193人です。運行事業者は、有限会社周桑丹原タクシーであり、運行内容は、毎週月曜日・金曜日の1日4便で運行しています。資料23ページをお願いします。(3)利用実績は、運行回数25回、稼働率12.5%、のべ利用者数25人、1回当たりの利用者数は1.00人です。運行経費は、運行費用151,800円、運賃収入12,500円、収支率8.2%、1人当たり助成額は5,572.0円です。

続きまして、資料24ページをお願いします。9 桜樹地区デマンド型乗合タクシーの運行について報告します。丹原地域の再編により山間部の桜樹地区として令和7年10月から運行を開始し、登録者数は34人です。運行事業者は、有限会社周桑丹原タクシーであり、運行内容は、毎週火曜日に保井野方面、水曜日に楠窪方面、木曜日に千原・臼坂方面の1日2便で運行しています。資料25ページをお願いします。(3)利用実績は、運行回数41回、稼働率27.3%、のべ利用者数101人、1回当たりの利用者数は2.46人です。運行経費は、運行費用377,850円、運賃収入50,500円、収支率13.4%、1人当たり助成額は3,241.1円です。

続きまして、10 山間部交通不便地域移動助成事業について、報告します。資料26ページをお願いします。こちらは、事業概要にありますように、75歳以上の高齢者が同居する世帯で、振興山村地域、バス停・バス路線から400m離れた世帯に対し、年間12,000円分のタクシー利用料金の助成を行うものであります。

対象世帯が3世帯のうち1世帯の申請がありましたが、利用はありませんでした。

続きまして、11 地域公共交通確保維持改善事業について、報告します。こちらは、バスや鉄道などの地域間交通ネットワークへ接続する運行系統に対する国の補助となっておりまして、資料27ページにあるとおり、本市では、令和8年度（令和7年10月～令和8年9月）の期間において、バス路線の西之川線及び西部循環線と西条地域デマンド型乗合タクシー、東予地域デマンド型乗合タクシー及び黒谷地区デマンド型乗合タクシーが対象となっており、令和7年6月に本協議会で計画の承認をうけ、国に申請をし、認定されています。

令和7年度（令和6年10月～令和7年9月）の期間については、バス路線の西之川線、西条地域デマンド型乗合タクシーが補助対象となっており、その事業評価を令和8年1月に当協議会で承認を受け国土交通省四国運輸局へ提出いたしました。

続きまして、12 西条市地域公共交通計画に掲げる目標達成に向けた事業の実施について、報告します。令和7年10月から計画期間がスタートした本計画に掲げている目標の達成に向け、各種事業を実施しました。先ほどの報告事項(2)でもご説明させていただきましたが、令和7年度に実施した事業をお伝えいたします。

1つ目、交通環境学習として、令和7年11月に「バスの乗り方教室」を開催しました。

2つ目、公共交通情報の啓発活動として、令和8年2月に高齢者の方を対象に、デマンド型乗合タクシーの利用方法等の周知及び市内バス路線の利用促進のための周知を行いました。

続きまして、資料28ページをお願いします。令和7年度西条市地域公共交通活性化協議会収支決算書ですが、決算額のみ読み上げさせていただきます。

【歳入の部】

- ・負担金 西条市からの負担金で、17,773,000円
- ・補助金 地域内フィーダー系統確保維持費として、国からの補助金9,126,000円
- ・諸収入 口座利息 27,016円

以上、小計26,926,016円

続きまして、【歳出の部】

- ・運営費のうち会議費は、協議会の委員報酬、旅費等で、385,000円。
- ・事務費は、資料等印刷代、アンケート調査に係る郵送費、デマンド型乗合タクシーのチラシ作成等で、694,921円

次に事業費、下の※事業費内訳のところですが、加茂地区ほか各地域のデマンド型乗合タクシー運行費、フィーダー系統確保維持費として西之川線運行費、山間部交通不便地域移動助成事業費の合計19,065,535円。

以上、歳出合計20,145,456円となっております。

歳入小計から歳出合計を差引しまして、執行残額の6,780,560円を市へ戻し入れを行いました。

以上です。

○副会長

次に、監査報告を監事の星加様からお願いします。

○星加監事

ご報告を申し上げます。

資料の29ページをご参照ください。令和8年4月22日、渡部監事と事務局におきまして、担当者より、令和7年度の事業報告並びに収支決算について説明を受け、その後、提示いただきました西条市地域公共交通活性化協議会の関係諸帳簿並びに関係書類について監査をいたしました結果、全て適正に処理されていたことを認めましたので、ご報告申し上げます。

○副会長

ありがとうございます。

ただいま、事務局から説明のありました、令和7年度事業報告及び収支決算について、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

○副会長

それでは、お諮りいたします。

令和7年度事業報告及び収支決算についてご承認いただけますでしょうか。ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

(全委員挙手)

○副会長

挙手全員でございます。

令和7年度事業報告及び収支決算報告について原案のとおり承認することといたします。

4 協議事項

(2) 地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）の認定申請について

○副会長

それでは続きまして、協議事項の(2)地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）の認定申請について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

資料30ページをお願いします。なお、本計画の申請においての今年度とは令和9年度（令和8年10月1日から令和9年9月30日）までを指しております。

まず、地域内フィーダー系統とは、複数の市町にまたがる地域間幹線系統と接続する、交通ネットワークの一部であり支線としての役割を担う路線です。令和9年度も地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金を活用するための認定申請を行います。

本市においては、令和8年度と同様、市内を運行する路線バスの西之川線、西部循環線及び西条地域デマンド型乗合タクシー、東予地域デマンド型乗合タクシー、黒谷地区デマンド型乗合タクシーに加え、令和7年10月1日から運行を開始した小松地域デマンド型乗合タクシーを対象としております。

詳細については、別紙地域公共交通計画認定申請書に記載しておりますとおりで

す。

以上です。

○副会長

ただいま、事務局から説明のありました、地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）の認定申請について、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

○副会長

それでは、お諮りいたします。

地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）の認定申請について、ご承認いただけますでしょうか。ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

（全委員挙手）

○副会長

挙手全員でございます。

地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）の認定申請について原案のとおり承認することといたします。

4 協議事項

(3) 西条市地域公共交通活性化協議会規約の改正について

○副会長

それでは続きまして、協議事項の(3)西条市地域公共交通活性化協議会規約の改正について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

資料3 2ページをお願いします。西条市地域公共交通活性化協議会規約の改正について、ご説明いたします。

西条市地域公共交通活性化協議会は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、平成26年2月より法定協議会として設置しております。

設立当初より、道路運送法に基づく地域公共交通会議としての機能も含めて運営してまいりましたが、令和5年10月の道路運送法の改正により、同法第9条第4項の規定に基づき、運賃等については、地域公共交通会議とは別の協議会として、運賃協議会を開催しなければならないこととなっております。

これに伴い、現行規約について、運賃協議会の設置に関する事項を含め、道路運送

法に基づく所掌事項を明記し、今後の本協議会の運営に支障がないよう、規約を改正するものです。

改正案は、資料33ページから35ページの新旧対照表のとおりとし、第1条、第3条及び第10条を改正することとしております。

以上です。

○副会長

ただいま、事務局から説明のありました、西条市地域公共交通活性化協議会規約の改正について、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

○副会長

それでは、お諮りいたします。

西条市地域公共交通活性化協議会規約の改正について、ご承認いただけますでしょうか。ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

(全委員挙手)

○副会長

挙手全員でございます。

西条市地域公共交通活性化協議会規約の改正について原案のとおり承認することといたします。

5 その他

○副会長

その他、協議事項のほか、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

○副会長

アドバイザーの先生からも何かございませんでしょうか。

(アドバイザー意見)

○甲斐アドバイザー

デマンド型乗合タクシーがなかなか乗合の状態になっていないという所が、少し気になりますが、何か考えられることはありますか。その理由を探していただいて、乗

合率を高めていく努力は必要であると思いました。

○副会長

ありがとうございました。事務局お願いします。

○事務局

乗合になっていない要因として私どもが考えるのは、まだ制度を知らない、周知が足りていないというところですので、機会を捉えて引き続き周知を図っていきたいと考えております。また、西条市の場合、人口が少ないというところもありまして、なかなか周辺部で人がいないということで、結果的に利用者数が伸びないということもあろうかと思っておりますので、この点についても課題として捉えていきたいと思っております。

○甲斐アドバイザー

ありがとうございました。

○副会長

その他、無いようでしたら、以上で、予定をいたしておりました協議事項などは全て終了いたしました。

進行を事務局へお戻しいたします。

6 閉会

○事務局長

副会長ありがとうございました。

本日、ご承認いただきました内容に従いまして、業務を進めてまいります。その中で、皆様の承認を得る必要が生じた場合は適宜、協議会を開催させていただきたいと思っておりますので、その際はよろしくお願ひいたします。

なお、次回の協議会は、8月28日（金）午後からの開催を予定しております。協議会のあと、大阪工業大学の西堀准教授を講師としてお招きし、昨年度実施された本市における高校生の通学の実態等についての勉強会も開催いたしますので、ご参加のほどよろしくお願ひいたします。

この後、地域福祉課による西条市福祉有償運送運営協議会が開催されますので、運営協議会の委員に委嘱された方は引き続き、この会場にて待機をお願いします。

西条市福祉有償運送運営協議会で決定した事項については、後日、委員及びアドバイザーの皆様にもご報告する予定です。

以上をもちまして、本日の会議は終了いたします。

皆様ありがとうございました。お気を付けてお帰りください。

「了」